

令和３年度予算編成方針（案） （2021年度）

１ 本町の財政状況

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けて景気が急激に落ち込み、感染症拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げているものの、依然として厳しい状況にあり、回復も不確実な状況となっています。

地方財政においても、新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化の両立を図りながら、「新しい日常」の実現に取り組むとともに、地方創生の推進や人づくり革命の実現、防災・減災対策等を推し進めていく必要がありますが、これらに必要な財源の確保が大きな課題となっています。

こうした中、本町の令和３年度の財政見通しは、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少や企業収益の悪化に加え、固定資産税・都市計画税の評価替えに伴い、歳入の根幹である町税が大幅に減収するとともに、回復までに相当の期間を要することが想定され、本町の財政状況はこれまでに経験したことのない大変厳しい局面を迎えています。

一方、歳出面では、児童福祉関係給付費や障がい福祉関係給付費などの扶助費の増をはじめ、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う人件費の増や、元金償還の開始に伴う公債費の増といった義務的経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症により新たに必要となる対策もあり、公共施設の老朽化に伴う改修・更新などの投資的経費や他の政策的経費へ十分な予算配分ができない状況となっています。

このように、令和３年度は、収支の悪化が顕著となり、多額の財源不足が見込まれることから、職員一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症という大きな環境変化に真摯に向き合い、町民生活や経済状況を的確に把握した上で、抜本的な施策・事業の見直しを進め、責任ある予算要求を行うことが強く求められます。

予算編成に当たっては、厳しい財政見通しの下、施策全般にわたり優先度・

重要度などの観点から再検証し、中止も含めた節減・抑制を行うなど、「選択と集中」を念頭に、効率的・重点的な財源配分を行わなければなりません。

2 予算編成上の基本方針

令和3年度は、「第5次愛川町総合計画・後期基本計画」の5年目の年であるとともに、「第2期愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2年目に当たり、着実な計画の推進はもとより、第6次愛川町総合計画の策定を見据え、成果目標の達成度や効果を見ながら、進捗状況に応じた更なる施策の展開が求められます。

さらには、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明であり、確実な見通しを持つことは困難であるものの、コロナ禍における「新しい日常」の下、町民生活を守り、地域経済の速やかな回復に向け、積極的かつスピード感を持って取組みを進めていかなければなりません。

そこで、令和3年度の予算編成に当たっては、持続可能な行財政運営に向け、自主財源はもとより、国県支出金等の依存財源を含めてあらゆる財源を最大限に確保するとともに、限られた人的資源や財源を町民生活に直結する真に必要な事業へ重点的に配分することとし、選択と集中を基本に、原点に立ち返って事業の必要性や費用対効果を精査の上、抜本的な施策・事業の見直しを徹底するなど、「聖域なき改革」を実行することとします。

なお、主要事業の具体化に当たっては、国や県の施策のほか、総合計画実施計画をはじめとした町の主要計画との整合を基本とし、特に次の事項を重点取組み課題としますので、各課題に即した施策・事業を十分検討の上、予算編成に臨まれるようお願いいたします。

(1) 重点取組み課題

結婚から子育てにわたる切れ目のない支援の充実

- 安心して結婚・子育てができる環境の整備
- 児童・生徒の教育環境の充実

だれもが健康でいつまでも活躍できるまちづくり

- 未病対策と健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進
- 高齢者がいつまでも活躍できる環境の整備
- 未来を担う人材への支援

魅力を高め、安全・安心に暮らせるまちづくり

- 魅力ある地域資源の発掘と発信
- 既存ストックを活用した持続可能なまちづくり
- 安全・安心に暮らせるまちづくり
- 公共ストックの適正配置と長寿命化の推進

(2) 既存事業のスクラップの徹底

重点取組み課題に掲げる施策の財源を確保するため、既存事業については、社会経済情勢や町民ニーズの変化等を的確に捉え、行政関与の必要性が高い事業であるか、実績、有効性、公平性、代替可能性など多角的な視点から厳しく検証すること。その結果、既に目的が達成されたものや効果が重複しているもの、時代のニーズやコロナ禍における「新しい日常」の下に即さないものは、休止や廃止、統合などのスクラップを行うこと。

(3) 事業の計画的な執行と横断的な調整

各事業については、適時性、費用対効果、全体計画、執行体制、スケジュール等を精査し、綿密な執行計画を策定した上で計上すること。また、他の部課に関連する事業の具体化に当たっては、事前に関係課と十分な調整を行い、必要経費の計上漏れや重複投資が生じないよう留意すること。

新たな事業や拡充する事業にあっては、緊急性や住民生活への影響度、後年度の財政負担を十分考慮して、中長期的視点を持った上で経費の平準

化を図るとともに、時限の設定について検討すること。

(4) 事業水準の見直しの徹底

ア 扶助費については、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、給付水準や助成対象について徹底した見直しを行うこと。

イ 関係団体等への運営費、奨励的な補助金及び交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、必要性の十分な精査と検証を行い、厳しい状況下で痛みを分かち合うことの理解が得られるよう働きかけ、団体等の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、一律10%を減額することとし、団体等の運営実態に応じてさらなる減額の上乗せや終期を設定するなどの見直しを行うこと。

ウ 「令和2年度事務事業の総点検」を踏まえ、コロナ禍において、必ずしも実施しなくても支障がない事業や相応しくない事業など、事業の必要性について精査を行うこと。特に行事・イベント等については、実施の是非を見極めた上で、中止や延期、簡素化等を見直しを行うこと。

(5) 自主財源の確保

自主財源は、行政運営の源泉であるという意識を持ち、税や保険料等の収納率向上や収入未済額縮減に最大限努力するとともに、使用料・手数料、参加者負担金等は、受益者負担の原則や公平性を踏まえて見直しを行うとともに、施設等の利用率の向上にも努めること。

(6) 国・県補助金等の確保

国・県補助事業については、単年度の有利性のみにとらわれることなく、全体計画など後年度の財政負担等を十分検討した上で、積極的な確保を図ること。特に新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、国・県補助制度を最大限活用すること。

なお、国・県予算の都合により、補助金が減額して交付されるケースが

多いことから、国・県の動向に細心の注意を払い、情報収集を尽くし、補助制度の変更等に的確に対応すること。

また、財政負担を考慮し、地方債の活用についても十分調査、検討を行い、適債事業の掘り起しを行うほか、他自治体や民間等の補助制度の活用事例を参考にし、各種の助成制度（【例】スポーツ振興くじ助成）の活用を図るなど、新たな財源創出に積極的に取り組むこと。

（７）予算の見積り

令和３年度の当初予算は「通年予算」で編成するため、見積りに当たっては年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出について計上し、年度途中における予算の補正に依存することのないよう留意すること。

また、工事関係経費については、過大見積りとならないよう工法・材料の精査などコスト削減に努めるほか、計画的かつ円滑な事業執行が図られるよう複数年度に分割し進捗調整を行うなど、可能な限り事業費や発注時期の平準化を図ること。

なお、経常経費のうち、積み上げによらない一円費的な旅費、消耗品費、印刷製本費、原材料費及び備品購入費については、令和２年度予算額に対して９０パーセントの範囲内で予算要求すること。

（８）特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の見積りについては、前記事項に準じて行い、保険税や使用料等の収納率の向上をはじめ、財源確保に最大限の努力を払うとともに、独立採算の原則に則り、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰入金に安易に依存することのないよう、より一層の経費節減、効率化及び健全経営に努めること。

とりわけ、水道事業及び公共下水道事業においては、持続的経営の確保のため、施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、優先順位を洗い直し、効率的で実効性の高い施策・事業を的確に講じること。

（９）その他

予算措置に伴い、条例、規則、要綱等を制定・改廃する必要があるものは、関係課と十分協議の上、早期に理事者の方針決定を求めるとともに、住民への周知方法やスケジュールについても遺漏のないよう検討しておくこと。なお、予算編成に当たっての細部事項については、別に示す「令和３年度予算編成要領」によるものとする。